

17 保健

(1)保健室

1号館1階（北出入口東側）に保健室があります。保健室には養護教諭が常駐し、みなさんが心身ともに健康で、有意義な学生生活を送ることができるように、定期健康診断、救急処置、健康相談などを行っています。授業中等に起きた傷病の対応も行います。また、心身の問題や悩みごとなどの相談にもり、問題解決のための支援を行います。相談内容についての秘密は守りますので、気軽に相談してください。

* 開室時間 原則 月～金曜日 8：30～17：30

* メールアドレス hoken@mizuho-c.ac.jp

※健康診断のお知らせなど、保健室から学生のみなさんへメールを送信することがあります。必ず確認してください。

(2)定期健康診断

① 学校保健安全法に基づき、毎年4月に定期健康診断を実施します。

これは、全学生を対象に、身体計測、胸部X線撮影、血液検査、尿検査、内科検診などを行います。（胸部X線撮影は1年生のみ）

なお、学科、専攻、コースにより、麻しん抗体検査、風しん抗体検査、水痘抗体検査、ムンプス抗体検査、B型肝炎検査、胸部X線撮影（1年生を除く）等の検査を自費負担にて受けることとなります。また、これらの検査費用については別途通知します。

健康診断の結果は、各種校外実習や就職試験における証明などにも用いられます。

② 定期健康診断を、やむを得ない理由により受診できない場合には、各自が保健所、病院その他の医療機関で健康診断を受け（自費負担）、診断書を保健室へ提出しなければなりません。

この診断書が提出されない場合、「健康診断書（写）」を発行することはできません。

③ 健康診断の結果、疾病その他の異常、またはその疑いのある場合は、各自で精密検査を受け、必要であれば治療を行い、その結果を保健室に報告してください。

(3)学生相談室

毎週所定の時間帯に、学生相談の専門家である臨床心理士の先生に相談をすることができます。単位修得など修学上のこと、進路に関すること、身体や心の健康、人間関係に関すること等、いろいろな相談に応じていただけます。事前の予約が必要となりますので、保健室または事務局（教務・学生室）に申し出てください。

(4)合理的配慮に基づく修学支援

障害や疾病により、学校生活において特別な配慮が必要な場合、合理的配慮に基づく修学支援の申請を行ってください。

申請の流れは以下の通りです。詳しいことは保健室で相談してください。

